

## 第6回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年11月25日(金)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後3時17分

第5回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第23号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第27号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	1 番	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君	3 番	池 田 庄 司 君	
4 番	岡 田 武 君	5 番	川 鍋 優 君	
6 番	柴 崎 行 雄 君	7 番	高 橋 眞 一 君	
8 番	大 澤 一 樹 君	9 番	渡 邊 敏 男 君	
10 番	小 沼 健 司 君	11 番	高 橋 七 海 君	
12 番	坂 卷 昭 一 郎 君	13 番	宮 城 与 四 郎 君	
14 番	野 口 和 幸 君	15 番	籠 宮 信 寿 君	
16 番	坂 卷 泰 子 君	17 番	早 野 公 夫 君	

欠席委員 1名

会長代理 鈴木 好 雄 君

推進委員

久喜 3 阿 部 文 雄 君

事務局

事務局長	渋 谷 修	副 主 幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼 係 長	横 山 玲 央
		主 事	

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） 定刻となりましたので、第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、鈴木代理より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、まず初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。11番、高橋委員、12番、坂巻委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。

農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第20号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号221304番、譲受人は久喜中央3丁目在住の方、譲渡人は久喜北一丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑3筆、田1筆、合計2,267平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在、水稻及び野菜を69アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。

続きまして、請書番号222305番、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は神奈川県鎌倉市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の田3筆、合計1,955平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在、水稻及び野菜を513アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付けを予定しているということでございます。

続きまして、議案書の6ページ、申請書番号222306番、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の3筆、合計395平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在、野菜を52アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付けを予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号222303番、譲受人は小右衛門在住の方、譲渡人は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田3筆、合計7,897平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在、水稻及び野菜を91アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付けを予定しているということでございます。

以上、4件いずれの申請者も、所有農地について全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件をすべて満たす申請内容となっております。農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番岸田一男でございます。今月20日に早野委員さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請書番号221304番、資料1の221304のページをご覧ください。申請地は東北自動車道の久喜インターの南側で、県道さいたま栗橋線より西に約200メートルの位置でございます。農地の状況は畑で耕してありましたが、時期的に何も作付けはしてありませんでした。申請者世帯の農機具所有状況は、耕運機1台、農業用自動車1台を所有し、今後乗用トラクター1台を導入する予定となっております。以上です。

○6番（柴崎行雄君） 6番柴崎でございます。11月23日に渡邊委員と現地調査を行いましたので報告いたします。申請書番号222305番、資料2をご覧ください。申請地は森下公民館より稲穂通りの西側500メートルの位置にあります。農地の現況は田で水稻を耕作した跡がありました。周囲はすべて田んぼで囲まれています。申請者世帯は水稻、野菜などを耕作しており、申請後も適正に耕作するものと思われまます。

次に申請書番号222306番、資料3をご覧ください。申請地は川越栗橋線の小林信号より菖蒲方面に約500メートルの位置にあります。周囲は西に県道がありますが、周りは畑となっております。農地の状況は畑で、現在はきれいに整地されておりました。申請者の家は申請地近くにあり、葡萄や野菜などを耕作しており、適正に耕作するものと思われまます。

以上の2件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断致しました。

○3番（池田庄司君） 3番池田でございます。11月21日に現地調査を行いましたので報告いたします。申請書番号223303番、資料の4をお開きください。申請地は、東武日光線南栗橋駅から北に500メートルほどの水田地帯に位置しております。農地の現況は田で、水稻耕作の跡が見られ耕うんされている状況でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断致しました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第21号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ペー

ジになります。申請書番号221403番、申請者は、原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の畑1筆、86平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにも関わらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から、倉庫として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認とれたことから、今回、追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224407番、申請者は、幸手市在住の方、外1名となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑2筆、合計486平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにも関わらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から、居宅等の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認とれたことから、今回、追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 早野委員と現地調査を行いました。申請書番号221403番、参考に資料5の221403のページをご覧ください。申請地は樋ノ口地内で、県道上尾久喜線から西に約100メートル入ったところです。周囲は北側が畑、東側市道、南側ビニールハウス、西側市道となっており、この西側の市道を隔てて申請者の自宅があります。申請地には既に平屋建ての倉庫が建築されております。この案件は追認案件であり、新たな工事は行わないことから周囲に何らの影響はないと思われれます。

○13番（宮城与四郎君） 議席番号13番、宮城でございます。現地調査を行いましたので報告いたします。資料が6番でございます。申請書番号224407番、申請地は薬王院の西側すぐに位置しております。北側が道路、東側が空地、南側も空地、西側は宅地となっております。本案件は追認案件であり、新たな工事も発生しないことから許可相当であると判断いたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま2人の委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第22号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして議案第22号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページになります。申請書番号221536番、譲受人は行田市在住の方、譲渡人は東京都豊島区在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道間が埋設されており容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在することから第3種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の賃貸住宅にて、妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長と共に現在の住まいでは手狭になってきたため、勤務地にも近い当該申請地へ、自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221538番、譲受人は東京都調布市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、374平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の賃貸住宅にて、妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長と共に現在の住まいでは手狭になってきたため、実家に近い当該申請地へ、自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の11ページ、申請書番号221540番、譲受人は白岡市在住の方、外1名、譲渡人は北青柳在住の方となっております。地の表示につきましては、北青柳地内の田2筆、合計498平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の賃貸住宅にて、妻と子供と共に生活しておりますが、家財道具も増え現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の勤務地や実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221541番、譲受人、譲渡人ともに上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、320平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の親戚の家を借りて、妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家の隣地である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221542番、譲受人は群馬県太田市に本店を置き、建設機械レンタル等を行っている法人となります。譲渡人については江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田3筆、畑1筆、合計1,894平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります、資材置場及び駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、太田市を拠点に全国80営業所にて事業を営んでおりますが、現在の久喜営業所については敷地が狭く、資材や重機車両を詰めて配置しており、車両の出し入れの際に、敷地内の作業に支障をきたしているところですが、また、一部の車両については、敷地内に置ききれず、およそ5キロ離れた場所に間借りをしています。今回、その間借りをしている業者から当該地の開発に伴い、車両を置けなくなる話があり、久喜市内で代替りの土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、資材置場及び駐車場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして申請書番号221543番、譲受人はさいたま市岩槻区に事務所を置き、高速道路の新設、修繕等を行っている法人となります。譲渡人については下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の

田3筆、合計1,031.44平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります、高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な市道の通行を確保する工事用道路及び工事用地のための一時転用で、転用期間は1年3か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在、圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事にあたり、当該申請地を工事用道路及び工事用地として一時的に使用することを計画し、所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222515番、譲受人は群馬県板倉町に本店を置き、リサイクル事業等を行っている法人となります。譲渡人については菖蒲町三箇在住の方、外3名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田9筆、畑1筆、合計7,427平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります、駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、産業廃棄物処分業を板倉町、加須市、久喜市で行っておりますが、現在使用している駐車場の賃貸借契約が満了となるため、新たな敷地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号222516番、譲受人は鴻巣市に本店を置き、建設工事請負等を行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田2筆、合計1,075平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります、仮設道路のための一時転用で、転用期間は、4か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、仮設工作物の設置等のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い、県が発注する、河川の氾濫を防ぐための排水路を整備する工事を請け負っておりますが、施工場所となる河川の搬入路の幅員が狭く、大型機械の運搬が難しいことから、適地を探していたところ、譲渡人から承諾を得られたため、当該申請地を仮設道路として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223518番、譲受人は東京都中野区在住の方、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑2筆、合計46.84平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります、作業場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断しております。したがって、原則、許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在、久喜市において自動車整備を行っておりますが、今回、市の産業団地整備事業に伴い県道を拡幅する計画となっており、譲受人の所有する土地が道路用地として買収され、作業場のスペースが不足することから、新たな作業場用地として土地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな作業場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223523番、議案書15ページ、223524番、223525番は譲受人が同一のため一括してご説明させていただきます。譲受人は、大阪府大阪府中央区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている法人となります。223523番は、譲渡人は佐間在住の方、土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、合計2,249平米。223524番は、譲渡人は佐間在住の方、土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、2,309平米。223525番は、譲渡人は佐間在住の方、土

地の表示につきましては、佐間地内の田3筆、合計3,532平米、でございます。申請の内容は、いずれも所有権移転によります、太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手掛けており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申し出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書16ページ、申請書番号、224524番。譲受人は、八甫に本社を置き、土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人は、加須市在住の方となります。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑2筆、田3筆、合計1,459平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は1か月間となっております。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地の第1種農地と判断しておりますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地の所有者である譲渡人については、申請地を水田として利用していましたが、道路が高く農機具の出し入れに困難をきたしているため、農地改良により畑として管理していくための農地改良となっております。工法は現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは110センチ、現況面から110センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は市外のマンション新築工事の建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号224542番、譲受人は鷲宮五丁目在住の方、譲渡人は鷲宮六丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮六丁目地内の田1筆、321平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に鷲宮総合支所があることから第3種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の賃貸住宅にて、単身生活しておりますが、荷物などが増え現在の住まいでは手狭になってきたため、公共施設や東武鉄道とJRが利用できるなど交通の利便性の良い当該申請地へ、自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224543番、譲受人は上尾市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田2筆、合計1,061平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設やショッピングモールが近隣に点在するなど利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書17ページ、申請書番号224544番、譲受人は加須市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については鷲宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田2筆、合計432平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や公共施設からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224545番、譲受人は八甫在住の方、譲渡人は東京都墨田区在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計669平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります、飲食店建設のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が1



0ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、申請地近くに居住し農業を行っていますが、自己の所有する農地で収穫された野菜等を使用し飲食店を開業したいと考えていたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ飲食店を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号、224546番、譲受人は行田市に本社を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑2筆、合計2,769平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。教育施設やショッピングモールにも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、8棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして 議案書18ページ、申請書番号、224547番、譲受人は加須市に本社を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、上内在住の方、外4名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田13筆、畑2筆、合計5,687.30平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に13棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書19ページ、申請書番号224548番、譲受人は本町8丁目に本社を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑2筆、合計892平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

以上、20件いずれの申請者も、立地基準及び資金、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岸田委員さん

○2番（岸田一男君） 今月20日に早野委員さんと現地調査を行いました。資料7、221536のページをご覧ください。申請地は久喜市立久喜東中学校から北へ約400メートルほどに位置しており、市街化区域と接しております。周囲は北側が畑、東側も畑、南側は市道、西側は住宅地となっております。この周辺は、既存のコンクリートブロック及びマウントアップの造成計画となっており、排水も公共下水道に接続する計画となっております。

続きまして、資料8の221538のページをご覧ください。申請地は県立久喜工業高校より北東に80メートルに位置し、北側は青毛堀川沿いに面したところでございます。周囲は北側青毛堀川、東側住宅地、南側住宅地及び道路、西側住宅地となっております。申請地の周囲は既に住宅地となっている状況です。

続きまして、資料9、221540のページをご覧ください。申請地は久喜市立すみれ保育園より北東に200メートル程度の場所であります。周囲は北側市道、東側住宅地、南側水田、西側住宅地及び水田となっております。隣接農地の境界にはコンクリートブロックを設置する計画で、排水については、農業集落排水に接続する計画となっており、周辺の内に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、資料の10、221541のページをご覧ください。申請地は、かつて東京理科大学のありました場所のす

ぐ北側です。周囲は北側が住宅地及び畑、東側は宅地で倉庫がありました。南及び西側が水路及び市道となっております。北側の住宅地は父所有の土地であり、排水については合併浄化槽を設置して前面の水路に放流する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、資料11、221542のページをご覧ください。申請地は久喜市の第二庁舎から西に約200メートルの場所にあります。申請地は北側が申請者の敷地、東側が畑、南側も畑、西側水田となっております。申請内容は、既存敷地の拡張の計画で周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、第6回総会追加資料の221543のページをご覧ください。申請地は久喜宮代衛生組合より西に約150メートルの場所で圏央道の高架工事のための工事用道路及び工事用地として使用する計画で、特に支障ありません。

○6番(柴崎行雄君) 6番柴崎です。申請書番号222515番、資料13をご覧ください。申請地はNHK菖蒲久喜ラジオ放送塔の脇にあり、北側に用水路を伴いますが周囲は市道で囲まれています。農地の状況は田で水稻を耕作した跡がありました。農転後は事業拡大に伴う運搬車両や従業員の駐車場としての申請であります。45センチの盛り土を行い、周辺に擁壁の設置を行い、隣接農地に被害を及ぼす恐れはないと思

います。次に申請書番号222516の資料14をご覧ください。申請地は小林保育園から1.7キロ、稲穂通りの新谷橋から西に約700メートルに位置します。農地の状況は田で水稻が耕作された跡が見られました。申請内容は、来年の3月までの4ヵ月間、野通川の護岸工事のための仮道路としての申請であります。周辺農地には復元盛り土、土嚢、鉄板敷きなどを行うこととなっており、周辺の内に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上の2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○3番(池田庄司君) 3番池田庄司でございます。11月21日に現地調査を行いましたので報告いたします。申請書番号223518番、総会資料15をお開き下さい。申請地は栗橋西小学校から南西に900メートルほどの集落内に位置し、県道さいたま栗橋線に面しております。農地の状況は、畑で休耕田であります。周囲は北側が宅地、東側も宅地、南側が畑、西側が県道となっております。被害防除については、南側にコンクリートブロックを設置する計画となっております。又、駐車スペースとしての活用から汚水等の利用はなく、雨水は宅内浸透とする計画となっております。周辺の内に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号223523番、総会資料16をお開きください。申請地は栗橋総合支所から西に900メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は田で休耕田であり草刈りもされてい

ました。周囲は北側が用水路を挟んで県道、東側が市道、南側が宅地、西側が市道となっております。被害防除については、太陽光パネルのアルミ架台がパイプで計画されており、日照や通風の確保を図っております。又、排水については、汚水は雑排水の利用はないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号223524番及び223525番は隣接地であり、転用計画も同様であることから併せて説明させていただきます。総会資料の17番及び18番をお開きください。申請地は栗橋総合支所から西に800メートルほどの集落内に位置して

おります。農地の状況はそれぞれ田でしっかりと管理されてい

ました。周囲は北側を挟んで田、東側も田、南側は市道、西側が田となっております。被害防除については、太陽光パネルのアルミ架台がパイプで計画されており、日照や通風の確保を図っております。又、排水については、汚水は雑排水の利用はないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上4案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○13番(宮城与四郎君) 議席番号13番、宮城でございます。現地調査を行いましたので報告申し上げたいと思

います。資料が19番であります。申請書番号224524番、申請地は宝泉池から西へ400メートルほどに位置しております。現況は非常に綺麗に管理されておりました。周囲は北と東が田、南と西が市道となっております。農地改良後の仕上

がり面は県の要綱に基づく計画となっており周辺農地への影響は問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして資料の20番であります。申請書番号224542番、申請地は鷲宮総合支所から南東すぐに位置しております。周囲は北と東が住宅、南と西が市道となっております。周囲に農地はなく問題はないというふうに判断をいたします。

続きまして資料の21番であります。申請書番号224543番、申請地は弦代公園の遊水地から西に150メートルほどに位置しております。周囲は北が住宅、東側は更地、南側が住宅、西側が畑となっております。なお、隣接農地の境にはコンクリートブロックを設置する計画となっており、周辺農地への影響は問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして資料の22番であります。申請書番号224544番、申請地は市立鷲宮中学校から東へ100メートルほどに位置しております。周囲は北が市道、東がコスモスふれあいロード、南が更地、西が市道となっております。なお、隣接地との境にはコンクリートブロックを設置する計画となっており、周囲への影響は問題ないというふうに判断しております。

続きまして資料の23番であります。申請書番号224545番、申請地は八甫やすらぎの森から東側にある県道さいたま栗橋線を挟んですぐの集落内に位置しております。周囲は北が市道、東と南とが住宅、西が住宅と田となっております。なお、隣接農地の境にはコンクリートブロックを設置する計画となっており、周辺農地への影響は問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして資料の24番であります。申請書番号224546番、申請地は私立鷲宮中学校から南に100メートルほどの集落内に位置しております。周囲は北が駐車場、東が市道、南と西が住宅となっております。周囲に農地はなく問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして資料の25番であります。申請書番号224547番、申請地は市立上内小学校から北へ200メートルほどの集落内に位置しております。周囲は北が魚の養殖池、東が空き地、南と西が東武線の線路となっております。なお、隣接地との境にはコンクリートブロックを設置する計画となっており、周囲への影響は問題ないと判断しております。

続きまして資料の26番であります、申請書番号224548番、申請地は市立上内小学校から北へ200メートルほどの集落内に位置しており、申請書番号224547番と隣接しております。周囲は北が住宅、東は市道、南が住宅、西が農地となっております。なお、隣接地との境にはコンクリートブロックを設置する計画となっており、周囲への影響は問題ないと判断しております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

大澤委員

○8番（大澤一樹君） 8番大澤です。申請書番号224524の農地改良について、申請地の仕上がり面と隣接の農地との高さが1メートルほどありますが、それに対しての被害防除はありますか。

○主任（黒須一宏君） 事務局の黒須です。県農地改良の要綱に取り扱いに関する要綱に基づき、隣地境界から、素掘り側溝、平場、法面を設けます。なお、法面と平場の長さは2：1の長さとなります。

○8番（大澤一樹君） わかりました。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第23号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第23号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第23号久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の21ページから23ページまでになります。今月は15件の申出を受けておりまして、うち新規案件は5件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書の21ページ、申請書番号久喜40番、利用権を設定する農地は、六万部地内の畑1筆、1,259平米でございます。借り手、貸し手ともに六万部在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑3年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号菖蒲107番、利用権を設定する農地は、菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田4筆、合計7,370平米でございます。借り手は蓮田市在住の方、貸し手は川口市在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、水稲作付け10年間、賃借料は、反当り1万円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、議案書23ページ、申請書番号栗橋16番から18番まで、利用権を設定する農地は、佐間ほか地内の田11筆、合計1万2,332平米でございます。借り手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸し手は高柳ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、水稲作付け5年11か月間ほか、賃借料は、反当り5,000円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせて、60筆、5万30平米でございます。久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。また、市外在住の方については事務局より説明をお願いいたします。

なお、栗橋16番から18番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

まず初めに、久喜40番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員をお願いいたします。

○久喜3（阿部文雄君） 今回利用権を設定する農地の借り手の方は、六万部にお住まいの方で、現在は水稲及び野菜を338アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として、営農活動をされております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲107番の借手につきましては市外在住の方のため、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号菖蒲107番、借り手の方については、蓮田市在住の方のため、蓮田市農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在、水稲及び野菜を合計286アール耕作しており、すべて良好に耕作管理され、地域の中心として、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第23号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第24号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第24号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

では、村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第24号久喜市農用地利用配分計画の原案について、それでは、議案第24号久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の25ページになります。

はじめに、菖蒲27番、設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間地内の田2筆、合計5,367平米でございます。借り手の方は、菖蒲町下栢間在住の方で、現在、水稲及び野菜を合計98アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は、使用貸借権の設定で、水稲作付け8年間となっております。

続きまして、栗橋6番、設定を受ける農地は、栗橋三丁目ほか地内の田6筆、合計5,614平米でございます。借り手の方は、桜田四丁目在住の方で、現在、水稲及び野菜を合計1,034アール耕作しており、すべて良好に耕作管理されております。設定する権利は、賃貸借権の設定で、水稲作付け6年間、賃借料は反当り5,000円となっております。

続きまして、栗橋7番、設定を受ける農地は、佐間ほか地内の田5筆、合計6,718平米でございます。借り手の方は、新井在住の方で、現在、水稲及び野菜を合計1,190アール耕作しており、すべて良好に耕作管理されております。設定する権利は、賃貸借権の設定で、水稲作付け5年11か月間、賃借料は反当り5,000円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第24号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の27ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は2件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の29ページから33ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は13件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の35ページから38ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は5件の届出を受理しており、相続を原因とする届け出となっております。

続きまして、議案書の40ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は5件の合意解約に係る通知が提出されております。続きまして、議案書の42ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは、時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から2件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

#### ◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、事前に皆さんの総会資料と一緒に送らせていただきました、農業経営改善計画の認定に係る意見について照会ということで送らせていただいております。資料、写しと真ん中に書いてあるものです。そちら御覧いただければと思います。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か農業委員会の意見を求められているものでございます。今月は1件の書類申請が提出されております。

現在の作付面積は約135アール、目標とする営農類型は、水稻と野菜の複合経営でございまして、作付面積を2,050アールまで拡大する計画であります。年齢は48歳でございます。申請者は、農機具を大型の新しいものに買い替えるなど生産の合理化を図ることを目標にしており、機械購入等で資金が不足するために補助事業等を利用したいことから今回の申請になったとのことでございます。年齢も若く、今後も、地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定について支障のないものと考えております。

説明については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された農業経営改善計画につきましては、現在農業委員として地域農業の中心となっており、今後は経営規模を拡大し、地域における優良農地の集積などが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したい

と思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定した事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時17分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年11月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 高橋 七海

署名委員 坂巻 昭一郎